

GJP - Thailand Newsletter – January 2014

新年明けましておめでとうございます。タイ国においては、昨年末からの政局不安を抱えながら 2014 年を迎えることとなりましたが、2014 年も皆様のご健勝と益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

今回のニュースレターでは、昨年暮れに歳入局から発表された以下の 2 つのトピックをご紹介します。

(1) タックスインボイス等への納税者番号等の記載義務を延期

2013 年 11 月 28 日付の付加価値税に関する歳入局長告示（第 194～197 号）により、VAT の登録事業者がタックス・インボイス、デビット・ノート、クレジット・ノートを作成する際、ならびに売上税（Output VAT）及び仕入税（Input VAT）のレポートを作成する際に、物品あるいはサービスの購入者の納税者番号（Tax ID Number）等を記載することが義務化され、2014 年 1 月 1 日より施行される予定でしたが、昨年暮れに 2015 年 1 月 1 日から施行するという延期措置を発表しました。

当該延期措置の発表は、実務面での対応の遅れに配慮したものと考えられます。2015 年 1 月 1 日から施行される記載義務の内容は以下のとおりです。

1. 対象

- タックス・インボイス、デビット・ノート、クレジット・ノート
- 売上税（Output VAT）及び仕入税（Input VAT）のレポート

2. 記載事項

- 物品あるいはサービスの購入者の納税者番号（Tax ID Number）
- 物品あるいはサービスの購入者の本店または支店の所在地（※）
- 物品あるいはサービスの提供者の本店または支店の所在地（※）

（※）タックス・インボイス、デビット・ノート、クレジット・ノートのみ

(2) 個人所得税の減税

昨年 12 月 23 日付で公布された勅令第 575 号により、2013 年分及び 2014 年分の所得について、2013 年 1 月 1 日に遡って以下の個人所得税の新税率が適用されることとなりました（勅令第 470 号により、15 万バーツまでの課税所得は引き続き非課税とされる）。

課税所得区分	旧税率 (%)	新税率 (%)
15 万バーツ以下	0	0
15 万バーツ超、30 万バーツ以下	10	5
30 万バーツ超、50 万バーツ以下		10
50 万バーツ超、75 万バーツ以下	20	15
75 万バーツ超、100 万バーツ以下		20
100 万バーツ超、200 万バーツ以下	30	25
200 万バーツ超、400 万バーツ以下		30
400 万バーツ超	37	35

これに関して、歳入局は昨年 12 月 25 日付で今回の減税措置について納税者の理解を深めるべく、以下の内容のアナウンスを公表しました。

**Newsletter
GJP - Thailand**

お問い合わせ

監査

三浦 一郎
Partner
imiura@kpmg.co.th

宮田 一宏
Associate Director
kazuhiro@kpmg.co.th

星谷 浩一
Manager
khoshiya1@kpmg.co.th

税務

柴田 智以
Manager
tshibata1@kpmg.co.th

アドバイザー

古川 英典
Executive Director
hidenori@kpmg.co.th

坂東 亮
Manager
rbando@kpmg.co.th

■ 日系企業支援
サービス紹介ウェブ

➤ 配信を希望する
➤ 配信を希望しない

- 所得の支払い時において源泉徴収の対象となる所得税の計算については、給与支払者は2013年1月分より新税率により計算を行うことができる。また、2013年12月の源泉徴収額を計算する際、たとえば、歳入法第40条(1)に基づく所得の支払いにおいて、給与所得者に対する給与の年間支給額から課税所得の40パーセントの経費控除（上限6万バーツ）、ならびに各種所得控除額を控除した残額に新税率を適用して年税額を計算し、それに2013年11月までにすでに控除した源泉徴収額を差し引いた残額を12月分の源泉徴収税額とする。これによって、追加納税額がない場合（2013年11月までの源泉徴収額が新税率による年税額を上回っている場合）、給与支払者は源泉徴収をする必要はない。
- 2013年分および2014年分の確定申告（書式Phor.Ngor.Dor.90、Phor.Ngor.Dor.91により申告）等は、新税率により税額の計算を行うこと。
- 今回の個人所得税の軽減は、所得者の税負担を緩和することにより国家としての競争力の強化を促し、社会の平等化ならびに経済の安定化を図ろうとする政府の方針によるものである。ご質問等は全国の歳入局事務所またはRD Call Center（電話番号1161）、あるいはwww.rd.go.thまでお問い合わせいただきたい。

以上

STAY CONNECTED >>>



Twitter : www.twitter.com/KPMG_TH

Facebook : www.facebook.com/KPMGinThailand

YouTube : www.youtube.com/KPMGinThailand

[Unsubscribe](#) | [Legal](#) | [Privacy](#)

© 2014 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.